

■令和7年度 苦情申出処理結果

申出番号	第7-1号
申出の趣旨	指定管理事業における助成金事業（以下「助成金事業」と表記）が廃止されたことについて、市（人権政策課）から廃止決定に係る行政内の意思決定過程及び廃止の理由について明確な説明がなく、議事録も作成されていなかった。市（人権政策課）の対応は、豊中市自治基本条例及び豊中市行政文書管理規則に違反しているため、廃止決定を無効としてほしい。
処理結果	市（人権政策課）の対応について、当該条例及び規則に違反するか否か、助成金事業の廃止決定を無効とすべきか否かについての判断は、豊中市男女共同参画推進条例に基づき行わない。 今後は従前の事業を廃止する場合には、男女共同参画に資する新たな制度への取り組み等について、市民に十分な説明を行う等、施策の変更に市民の理解を得ることに努めるよう、市（人権政策課）へ助言。